

## 阿賀野市教育委員会告示第9号

阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年5月26日

阿賀野市教育委員会

教育長 神 田 武 司

## 阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱

阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱（平成29年阿賀野市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、各学校における各種大会等参加経費前年度実績の4分の1を上限とし」を「、阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金要綱（平成18年2月1日教育委員会告示第2号）に定める交付対象経費の4分の1を上限とし」に改め、同条第2項を削る。

## 附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行し、改正後の阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。